

土地改良区体制強化事業補助金交付要綱

平成23年4月1日

最終改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 知事は、土地改良事業の円滑な推進を図るため、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号、以下「農水省実施要綱」という。）に基づき奈良県土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）が実施する事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助額)

第2条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費は、連合会が行う農水省実施要綱第3、第4及び第6に掲げる事業に要する経費とする。
- (2) 補助額
知事が定める額

(補助金の交付申請)

第3条 連合会は補助金の交付を受けようとするときは、土地改良区体制強化事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業の内訳及び経費の配分（計画）（別紙第1）
- (2) 収支予算書（別紙第2）
- (3) その他知事が指示する書類

(補助の指令)

第4条 知事は、前条の規定による書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助の指令をするものとする。

- 2 規則第7条第1項の規定により補助金の交付申請した者が申請を取り下げできる期日は、補助の指令の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(補助金の概算払)

第5条 知事は補助の指令をした場合において、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 補助の指令を受けた者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

3 第1項の規定により補助金の概算払を受けた者は、概算払を受けた日の属する会計年度の末日までに、次に掲げる書類を知事に提出し、検査を受けなければならない。ただし、第8条における事業完了の届出をした場合は、この限りではない。

- (1) 事業成績書（別紙第1の2）
- (2) 収支精算書（別紙第2）
- (3) その他知事が必要と認めた書類

(記載事項変更の承認)

第6条 補助の指令を受けた者は、補助申請書の記載事項について変更をしようとするときは、事業変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(指示及び検査)

第7条 知事は補助の指令を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類若しくは帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第8条 補助の指令を受けた者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日において、遂行状況報告書（第4号様式）を作成し、知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第9条 補助の指令を受けた者は、補助事業を完了したときは、遅滞なく、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の末日までに土地改良区体制強化事業完了報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業成績書（別紙第1の2）
- (2) 収支精算書（別紙第2）
- (3) その他知事が必要と認めた書類

- 2 補助金の交付の申請をした者は、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合については、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（第6号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 知事は前条の書類を受理した場合において適当と認めたときは、連合会から提出された補助金交付請求書（第7号様式）に基づき、補助金を交付する。

この場合において第5条第1項の規定により補助金の概算払をしたときは、当該補助金について精算するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

（交付決定前の着手）

第11条 事業の効率的な実施を図るため、交付決定前に事業に着手する場合、連合会は、土地改良区体制強化事業実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2430号）第9に定める着手届とともに、交付決定前着手届（第8号様式）を知事に提出するものとする。

附則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

2 この要綱の適用期限は、農水省実施要綱第7によるものとする。

附則（一部改正）

3 この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附則（一部改正）

4 この要綱は、平成28年9月12日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

5 この要綱の適用期限は、農水省実施要綱第8によるものとする。

附則（一部改正）

6 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附則（一部改正）

7 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附則（一部改正）

8 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。